

【県様式】		
①	宮城県雇用維持交付金支給申請書（様式第1号又は第2号）	
②	宮城県雇用維持交付金算定書（判定基礎期間分必要となります。）	
【添付書類】		
	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金
③	<b>【共通】支給決定通知書（宮城労働局長名で、押印のあるもの）の写し</b> ※助成率等の引上げ等により、引上げ分を追加支給される方は、 <b>追加支給に係る支給決定通知書の写しも必要となります。</b>	
④	<b>【共通】交付金の支払先となる金融機関口座の確認書類（2回目以降不要）</b> ※通帳の表面と、めくって見開き1枚目の口座番号等がわかる箇所の合計2箇所をコピーしてください（コピーのとり方は問いませんが、記載事項がわかるようにコピー願います。また、通帳のないネット銀行の場合に限っては、キャッシュカードの写しでも可。）	
<b>【小規模事業主以外】</b> ※⑤⑥いずれも写しを提出してください。 ※様式番号は同じで、「新」の記載がある様式も含まれます。		
⑤	<b>雇用調整助成金(休業等)支給申請書(※1)</b> ・新様式特第7号 ・新様式特第10号(R2.4.1をまたぐ場合)	<b>緊急雇用安定助成金支給申請書(※1)</b> ・様式第2号(1) ・様式第2号の2(1)(R2.4.1をまたぐ場合)
⑥	<b>雇用調整助成金助成額算定書(※1)</b> ・様式特第8号助成額算定書 ・様式特第11号助成額算定書(R2.4.1をまたぐ場合。ただし、「新特第11号」は除く。)	<b>緊急雇用安定助成金助成額算定書(※1)</b> ・様式第2号(2) ・様式第2号の2(2)(R2.4.1をまたぐ場合)
<b>【小規模事業主(簡素化特例対象)】</b> ※⑤'、⑤''⑥''いずれも写しを提出してください。 ※様式番号は同じで、「新」の記載がある様式も含まれます。		
<b>&lt;休業のみの場合&gt;</b>		
⑤'	<b>雇用調整助成金支給申請書(※2)</b> ・様式特小第1号	<b>緊急雇用安定助成金支給申請書(※2)</b> ・様式小第1号
<b>&lt;休業+教育訓練の場合&gt;</b>		
⑤''	<b>雇用調整助成金支給申請書(※1)</b> ・様式特小訓第7号	<b>緊急雇用安定助成金支給申請書(※1)</b> ・様式小第2号の2(2)
⑥''	<b>雇用調整助成金助成額算定書(※1)</b> ・様式特小訓第8号	<b>緊急雇用安定助成金助成額算定書(※1)</b> ・様式小第2号の2(1)

※1 雇用調整助成金等の支給申請書は、雇用調整助成金等の申請時に用いた申請書の控えの写しを提出してください。また、雇用調整助成金等の算定書は、宮城労働局から支給決定通知書と一緒に送付されたものに限ります。

※2 様式特小第1号または様式小第1号（「新」の記載がある様式も含む。）の場合は、宮城労働局から支給決定通知書と一緒に送付されたものの写しのほか、申請時の控えの写しの両方を添付してください。

※3 雇用調整助成金等の算定書、様式特小第1号または様式小第1号（「新」の記載がある様式も含む。）が支給決定通知書に同封されていなかった場合は、一度、宮城県雇用維持交付金担当（022-797-4026）に御連絡ください。